

自動車税環境性能割(道府県税) 軽自動車税環境性能割(市町村税)

自動車の取得者に、自動車の燃費性能等に応じて課税されるものです。
軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、当分の間、県が賦課徴収を行います。



● 納める人

自動車（特殊自動車・二輪自動車を除きます。）を取得した者
なお、割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が取得者とみなされます。

● 納める額

$$\boxed{\text{自動車の通常の取得価額}} \times \boxed{\text{税率}}$$

■ 税率（令和4年4月1日から令和7年3月31日までに取得した乗用車）

区 分		税 率					
		自家用		営業用			
		登録車	軽自動車	登録車	軽自動車		
電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車 および一定の天然ガス自動車		非課税		非課税	非課税		
ガソリン車・ L P G 車・ ハイブリッド 自動車・ ディーゼル車	平成30年排出 ガス基準50% 低減達成車 または 平成17年排出 ガス基準75% 低減達成車※1	かつ 令和12年度燃費 基準85%達成車	非課税	非課税	非課税		
		かつ 令和12年度燃費 基準80%達成車	1%※2				
		かつ 令和12年度燃費 基準75%達成車	1%※2 (2%)	非課税 (1%)	非課税 (0.5%)	非課税 (0.5%)	
		かつ 令和2年度 燃費基準 達成車	かつ 令和12年度燃費 基準70%達成車	2%※2	1%	0.5%※2	0.5%
		かつ 令和12年度燃費 基準65%達成車	2%※2 (3%)	1% (2%)	0.5%※2 (1%)	0.5% (1%)	
		かつ 令和12年度燃費 基準60%達成車			1%※2		
		かつ 令和12年度燃費 基準55%達成車	3%	2%	2%	1% (2%)	
上記以外				2%	2%		

備考1 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。

2 ()内の税率は、令和6年1月1日から令和7年3月31日までに取得した自動車の場合の税率です。

3 自動車の通常の取得価額が50万円以下である場合は、課税されません。

4 令和2年度燃費基準は、平成32年度燃費基準と同様の扱いとなります。

※1 ディーゼル車は平成30年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準適合車

※2 令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間に取得したクリーンディーゼル車については、非課税となります。

● 申告と納税

次に掲げる日までに申告して納めます。

- 1 新規登録または使用の届出をすべき自動車（軽自動車）を取得した場合…その登録または届出のとき
- 2 移転登録をすべき自動車を取得した場合…その登録をすべき事由があった日から15日以内
(その日前に移転登録があった場合は、その登録のとき)
- 3 その他の自動車を取得した場合…取得の日から15日以内

● 市町村への交付

県に納付された自動車税環境性能割額の40.85%に相当する額は、市町村道の延長および面積に応じて県内の市町村に交付されます。さらに、横浜市・川崎市・相模原市に対しては、県に納付された自動車税環境性能割額の33.25%の額に、各市内の国道と県道の延長および面積が県内の国道と県道の延長および面積に占める割合を乗じて得た額が交付されます。

自動車税種別割

自動車という財産の所有に対して課税される財産税の一種ですが、道路を使用することに対して、その整備費などを負担していただく性格もっています。

● 納める人

4月1日（賦課期日）現在における自動車の所有者

備考1 割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。

2 年度の中で名義変更（移転登録）をしたときは、前の所有者がその年度1年分の自動車税種別割を納めます。

● 納める額

1 自動車の種類、用途、排気量などによって年税額（4月～翌年3月の1年間の税額）が定められています。

年税額（主なもの）

乗 用 車			
区 分	営業用	自家用	
		令和元年9月30日以前に 初回新規登録を受けたもの	令和元年10月1日以降に 初回新規登録を受けたもの
電気自動車・燃料電池自動車	7,500円	29,500円	25,000円
総 排 気 量	1 l 以下	7,500円	29,500円
	1 l 超～1.5 l 以下	8,500円	34,500円
	1.5 l 超～2 l 以下	9,500円	39,500円
	2 l 超～2.5 l 以下	13,800円	45,000円
	2.5 l 超～3 l 以下	15,700円	51,000円
	3 l 超～3.5 l 以下	17,900円	58,000円
	3.5 l 超～4 l 以下	20,500円	66,500円
	4 l 超～4.5 l 以下	23,600円	76,500円
	4.5 l 超～6 l 以下	27,200円	88,000円
6 l 超	40,700円	111,000円	110,000円

ト ラ ッ ク			
区 分	営業用	自家用	
最 大 積 載 量	1 t 以下	6,500円	8,000円
	1 t 超～ 2 t 以下	9,000円	11,500円
	2 t 超～ 3 t 以下	12,000円	16,000円
	3 t 超～ 4 t 以下	15,000円	20,500円
	4 t 超～ 5 t 以下	18,500円	25,500円
	5 t 超～ 6 t 以下	22,000円	30,000円
	6 t 超～ 7 t 以下	25,500円	35,000円
	7 t 超～ 8 t 以下	29,500円	40,500円
8 t 超	29,500円に8 t を超える1 t まで ごとに4,700円を加算した額	40,500円に8 t を超える1 t まで ごとに6,300円を加算した額	

2 年度の中で廃車・新規登録をした場合は、次のとおり、年税額を月割りした税額になります。

- (1) 4月1日後に廃車した場合 …… 4月から廃車した月までの月割り
- (2) 新規登録をした場合 …… 新規登録をした月の翌月から3月までの月割り

▶ グリーン化税制

1 燃費性能等の優れた自動車（軽課）

排出ガス性能・燃費性能の優れた一定の要件を満たす自動車については、初回新規登録の翌年度に限り、次のとおり税率が低くなります。

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録をした自動車

区 分	税 率
電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車および一定の天然ガス自動車	おおむね 75%軽減

備考1 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。

2 営業用乗用車については、一定のガソリン車、LPG車、ハイブリッド車およびクリーンディーゼル車も税率軽減の対象となります。

2 一定年数を経過した自動車（重課）

初回新規登録から一定の年数を超過している自動車については、次のとおり税率がおおむね10%または15%高くなります。

10%重課 … バス、トラック等

15%重課 … 乗用車等

ガソリン車（ハイブリッド車を除く。）・LPG車	初回新規登録から13年を超えるもの（平成22年3月31日以前に登録）
ディーゼル車	初回新規登録から11年を超えるもの（平成24年3月31日以前に登録）

● 申告と納税

1 申告

自動車の購入・廃車・登録事項の変更などをしたときに、そのつど、自動車税種別割の申告書（報告書）を提出します。

2 納税

県から送付される納税通知書により5月31日（土・日曜日の場合は、翌月曜日）までに納めます。ただし、4月1日後に新規登録をした場合には、申告のときに月割りした税額を納めます。

● 減免（主なもの）

1 災害被災者の減免（詳しくは42ページをご覧ください。）

2 障害者の減免（詳しくは44ページをご覧ください。）

3 社会福祉法人、公益法人またはNPO法人が所有する自動車で、通所介護や居宅介護など福祉サービスの用途にもっぱら使用するものは、減免申請書を提出することにより、税額の全額が減免されます。

自動車税種別割 Q&A

Q1

現在所有していない自動車の納税通知書が届いたのですが…

A1

自動車税種別割は4月1日現在の所有者*に課税されるため、その方に対して納税通知書をお送りしています。自動車を譲渡したり、下取りに出した場合、譲渡先または下取り先と相談するなどして、確実に納めてください。

なお、自動車を譲渡したり、下取りに出した場合には、運輸支局で登録手続きが必要です。手続きを行っていない方は、早急に手続きをしてください。登録手続きを代理人に依頼した場合は、手続きが完了したかどうかを確認してください。

※ 割賦販売契約により購入した場合は、買主（使用者）に課税されます。

Q2

自動車税種別割の納税通知書が届かないのですが…

A2

自動車税種別割の納税通知書は原則として、運輸支局に登録した住所に送付しています。引っ越しや転勤により住所が変わった場合は、新しい住所地を管轄する運輸支局で変更（住所変更）の登録手続きをしてください。すぐに登録手続きができない場合は、自動車税管理事務所に自動車税種別割納税通知書の送付先変更届出をしてください。ホームページからも手続きを行うことができますので、ご利用ください。

[県税便利帳 送付先変更](#)

[検索](#)

!

登録変更

車を売買したとき、車の使用をやめたとき、住所を変更したときなどは、管轄の運輸支局で登録変更等の手続きをしましょう。

この手続きをしないと、自動車税種別割がいつまでも登録上の名義人に課税されるなどトラブルの原因となります。

市町村税

軽自動車税種別割

● 納める人

4月1日現在における原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者

● 納める額

標準税率は、次のとおりです。

区 分			税 率	
原動機付自転車	ア	総排気量50cc以下、または定格出力0.6kw以下（工を除く。）	2,000円	
	イ	二輪のもので、総排気量50cc超～90cc以下、または定格出力0.6kw超～0.8kw以下	2,000円	
	ウ	二輪のもので、総排気量90cc超、または定格出力0.8kw超	2,400円	
	エ	三輪以上のもので、総排気量20cc超、または定格出力0.25kw超	3,700円	
軽自動車 (660cc以下) および 小型特殊自動車	二輪のもの（側車付を含む。）（125cc超～250cc以下）		3,600円	
	三輪のもの		3,900円（3,100円）	
	四輪以上	乗用	営業用 自家用	6,900円（5,500円） 10,800円（7,200円）
		貨物用	営業用 自家用	3,800円（3,000円） 5,000円（4,000円）
二輪の小型自動車（250cc超）			6,000円	

備考1 三輪、四輪以上の軽自動車について、平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両は（ ）内の税率になります。

2 排出ガス性能・燃費性能の優れた一定の要件を満たす軽四輪車等については、初回車両番号指定を受けた年の翌年度に限り、グリーン化特例（軽課）が適用されます。

3 初度検査年月（初回車両番号指定）から13年を経過した軽四輪車等については、その後の税率が各年度の標準税率からおおむね20%高くなります。

● 納税

市町村から送付される納税通知書により、それぞれの市町村の条例で定める納期に納めます。

国 税 自動車重量税

● 納める人

自動車検査証（車検証）の交付等を受ける者および車両番号の指定を受ける者

● 納める額

乗用自動車の主な税率は、以下のとおりです（税率は用途等により異なります。）。

車検期間 3年・・・車両重量 0.5tごとに 12,300円

車検期間 2年・・・車両重量 0.5tごとに 8,200円

車検期間 1年・・・車両重量 0.5tごとに 4,100円

● エコカー減税（主なもの）

令和3年5月1日から令和7年4月30日までの間に行われる新車新規検査の際に納付すべき税額と2回目の車検を受ける際に納付すべき税額については、新車新規検査の時期に応じて、次の表のような減税があります。

令和3年5月1日から令和5年12月31日までの間に新車新規検査が行われる乗用車の減免要件

区 分				新車新規検査	2回目車検
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合）				免 税	免 税
クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む）				免 税 ^{※1}	免 税 ^{※2}
ガソリン車・LPG車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年 排出ガス規制 50%低減 かつ	令和2年度 燃費基準 達成 かつ	令和12年度 燃費基準	+20%達成	免 税
				90%達成	免 税
				75%達成	50%軽減
				60%達成	25%軽減

備考 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。

※1 令和4年5月1日以降に新車新規検査が行われるクリーンディーゼル車については、令和2年度燃費基準達成車に限り免税となります。

※2 令和12年度燃費基準+20%以上を達成している車両に限り免税となります。

自動車と税金

令和6年1月1日から令和7年4月30日までの間に新車新規検査が行われる乗用車の減免要件

区 分				新車新規検査	2回目車検
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合）				免 税	免 税
ガソリン車・LPG車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年 排出ガス規制 50%低減 かつ	令和2年度 燃費基準 達成 かつ	令和12年度 燃費基準	+20%達成	免 税
				90%達成	免 税
クリーンディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年 排出ガス規制 適合 かつ			80%達成	50%軽減
				70%達成	25%軽減

備考 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。